

研究資料：DGB新綱領議案

—— 議案とコメント ——

朝 日 吉太郎

I 前書き（コメント）

以下は、ドイツ労働組合同盟（DGB）が本年（1996年）3月に提案した新綱領議案の全訳と訳者による注からなる資料である。

資本の国際化とドイツ経済の空洞化、東西ドイツ統一の結果生み出された負担、急速に展開する情報社会化、以上の情勢下で、600万人の大量失業状態（そのうち200万人が政府支援の下での職業に不完全就労者として働いている）と社会保障コストの増大、その結果、今年4月に提起された国家の財政的危機による緊縮財政計画—いわゆる「成長と雇用のためのプログラム（シュバル・パケット：緊縮パッケージ）」—の策定を通じて、「社会国家」ドイツ・モデルが大いに動搖を始めている。そしてこれらの情勢が、21世紀に向かうドイツ労働組合運動に大きな転換を迫っている。ドイツの金融資本と国家は、EU統合の中軸としての財政的安定性の確保のために、①ドイツの州制度の変革と中央集権化等を軸とした国家のスリム化による高パフォーマンスの実現、②大幅な福祉財源の切り捨て、③EUにおける覇権の確保にふさわしい資本集中、④東欧・中欧への資本展開、⑤従来のドイツ型労使慣行の大幅な改変という方向を示している。

この情勢の中で、ドイツ型コーポラティズムの核をなしていた従来型の労働貴族層の包摂システムが、国際競争と財政難の中で高コストしている。その結果、「聖なる牛」として不可侵のはずであった協約自治をめぐる社会的ルール自体が揺らぎつつある。労働時間の柔軟化、解雇制限の規制緩和、労働時間の延長化などから始まっている労使慣行の改変は、やがては職業資格の社会的規制緩和などを媒介として、労働市場構造の変化や、そのための手段となり、また結果ともなる労働社会の政治的・イデオロギー的変化をもたらす可能性、すなわち、労働者の職場移動のフレキシブル化の可能性を増大させ、その結果引き起こされる企業内労働市場の分断化、それを経済的基盤とした労使関係のミクロコーポラティヴ化の可能性を増大させてきている。

それにもかかわらず、以下に見るように、本年（1996年）11月のドレスデン大会に向けて3月に提示されたDGBの新綱領議案の特徴は、従来型の「社会的市場経済」・「社会国家」といった理念に基づく枠組みを再確認するものであり、その枠組みの下で労働組合運動を強化して労働者を結集させるために、労働組合の組織改革や市民運動等を含む労働組合の運動領域の拡大などを謳うものとなっているが、労働組合運動にとって最も肝心の問題、すなわち、なぜ現状のような「労働組合の危機」といわれる事態が発生してきているのか、現状の諸問題を生み出したコアとなる社会法則はいったい何か、労働者はなぜ組合離れをしてきていたのかなどの分析に欠け、結局のところ理念にそぐわない諸事態を問題と認識したから何とか状況を変えたいという抽象的な諸願望の交

響曲となっているにすぎないことが特徴的である。このような実証主義的分析の方法が結局のところ労働組合の攻撃目標、攻撃戦略、敵・味方と陣地構築のあり方の分析と戦略的展望を綱領議案に欠落させる最大の要因になっている。これが第一の特徴である。

第二の特徴は、綱領議案は全体として、国際競争を理由とした金融資本の経済的効率化を軸とする新たな合理化攻勢にたいして、明確な反対と対決のための具体的な戦略に欠ける点である。とくに競争力を拡大することでパイを増やして、失業などの問題を解決していくのだというドイツ独占資本の成長政策について、そこから生じる合理化に対する歯止めとなる要求が無いことが懸念される。適切な経済成長と完全雇用などをはかるための具体的経済政策は、ドイツ資本主義の現状を分析しないために、抽象的な経済成長への願望に終始している。そのために国際競争力につけることが問題解決の基本的前提となってしまい、明記されてはいないが、社会排外主義的路線の議論の土俵に組み込まれてしまっている。これでは、社会的正義の拡張とかマイノリティーへの差別反対といつても、底が知れているという印象が生じうる。また、独占資本の譲歩余地を確認することもなく、そこから獲得しうる賃金や労働諸条件の改革と、その成果の社会的波及効果や社会福祉を通じた再分配についても検討されないものになっているので、結局のところ協約政策は大変困難な状況になっているのだという理由で、労働組合は自らの要求を自肅させる内容になっている。

そのうえ、最近の労働時間の柔軟化の受容、規制緩和への容認態度などの現実の組合の対応をみると、どこに組合執行部の真意があるのかが不明瞭で、金融資本の成長政策に結果として同意していく内容なのではないかと考えられる。

第三の特徴は、労働の人間化と組合の強化に関してであるが、なるほどMitgestaltung¹（共同デザイン化）要求は、あらゆる職場レベルで参加制度への道を開く可能性として非常に興味深い点があるが、これも読みようによつては、日本の自動車産業などにおける小集団活動と同様のミクロコーポラティヴな柔軟な生産組織の形成と、ここを軸とした新たな労働貴族の再編とその層の保護を通じた独占資本の城内平和要求・柔軟で高パフォーマンスな生産組織の形成という2つの柱に対応したものとも受け取れるのである。共同デザイン化要求は、労働者にとってのより人間らしい職場環境を形成する可能性と、以上のような生産性増加の手段としての疑似的な人間化への可能性と、2通りの可能性をもつてゐる。組合はこれを前者の意味でチャンスにしようと考えているのかもしれないが、標準的協約化と企業別の具体的な協約履行という状況が強まっている現状では、労働組合の企業横断的規制力が制限される結果、ミクロコーポラティヴな労働慣行が形成される可能性が強まっている。

1996年初頭に、政府・使用者団体・労働組合で形成していた『労働のための同盟』が、政府の緊縮財政路線の確定によって破綻した後、ドイツ労働組合運動は今日、急速に活性化している。メーデーでのD G B委員長やIGメタル、メディア労組、公務労組などの代表者による発言も、程度の差はあれ、現状批判的性格を増している。6月のボンでの35万人のデモンストレーション、公務労働者の全国的な警告スト、高等教育への負担増に反対する学生運動の活性化、閉店法の規制緩和に反対する警告スト、9月7日にふたたび行われた緊縮財政反対の25万人デモなど、ドイツでは毎週デ

朝日：研究資料：DGB綱領議案

モ、ストが発生する事態となっているというのも大げさではない。

しかし、この中にあっても、「デモやストではドイツ経済は変わらない」として、コール政権は財政緊縮を放棄する予定はないし、それどころか、さらに消費税を5%引き上げる予定である。9月末にダイムラーベンツが協約に反して賃金の20%カットを従業員に提示し、2万人がストライキに入るという事態にみられるように、政府と使用者は強気の姿勢を変化させていない。

金融資本と国家によって強烈にすすめられつつある労働者要求の自粛、資本のための労働者の既得権の規制緩和、労使慣行の変化の中で、DGBは翻弄されている。それと同時に、公共料金値上げ、福祉削減、賃金抑制、大量失業などドイツの現状に対する労働者の不満は、DGBの批判にもつながり、消極的には、DGB傘下の労働組合からの脱会、積極的には（ただし、いまだ少数ではあるが）DGBの路線批判という事態が生まれてきている。DGBは潜在的にはその戦闘力を増大させるチャンスに直面している。しかし、現状の分析の欠如と既存の枠組みの継続への主観的な依存という綱領草稿の路線は、かえってDGB自身への失望を増大させ、組織的危機を生み出すことにもなりかねない。

第四の特徴として、綱領議案は、労働者をめぐる情報化、家族編成の変化などの環境変化、環境資源問題などに、従来の労働運動の核心である階級闘争を媒介に獲得される労働諸条件の改良という課題がかすんでしまいそうになるほどウエイトを置きながら、現代の東西対立の終焉、新たな民族紛争の始まりであったにもかかわらず、反核・平和運動を現代に生きる労働者・市民の基本的 requirementとして掲げることが完全に忘れ去られてしまっていることである。NATOや、アメリカの世界戦略、また、ダイムラーベンツのような巨大軍需コングロマリットに対する規制のあり方、情報通信産業や宇宙開発、原子力開発などの軍産癒着問題、ドイツ国内の核兵器配備問題、軍事基地問題、徴兵制などについて、労働組合の分析と方針がいっさい抜け落ちている。国民の利益代表としてのあり方として、DGBの世界観は非常に深刻である。

綱領議案が出された時点では、ほぼこの内容で決議されるであろうと予想されていた議案をめぐっては、11月のDGBドレスデン大会までにまだいくつかの波乱が生じるに違いない。現に、9月19日付けの『ベルリナー・ツァイトウンク』紙は、DGB執行部が、綱領論争を回避しようとしていることを告げている²。今後、訳者は、そのような新綱領をめぐるDGB内外の議論を検討し、ドイツ労使関係の現局面を分析する予定である。

以下に示す大会決議案は、同大会での綱領路線の決着を理解する上での不可欠な前提となろう。

なお、便宜のため、括弧内には訳者の注を、また「- S, 数値 -」で、本文のページ数を示していた。

(1996年10月3日脱稿)

II 資料：DGB綱領議案

〈表紙タイトル〉

対話での改革

変化を通じて強く

DGB綱領

議案

〈本文 文〉

— S. 1 —

序言

ドイツ統一、東西対立の終焉、ヨーロッパの統一過程、人々の価値観の変化等の諸結果をともなう経済のグローバル化—これらの僅かな見出しの言葉だけで、すでに、我々の労働組合の政策の為の枠条件の根本的な変化が示されている。それらは、実践的・政策的結論と組織的・政策的結論を要求しているが、我々の1981年の基本綱領の批判的見直しをも要求している。

すでに始まっている綱領論争のスタート合図は、DGB連邦執行部が1992年1月の執行部会で与えたもの（「ハッチングン決議」—訳者）である。それ以来、数多くの催しが、DGBや（DGBに加盟する個別の一訳者）労働組合で、そして地方でや地域を越えて、中心問題に基づいて行われてきた。その際、多くの論争と綱領的意見が得られたが、それらはすべて1992年に連邦執行部が任命した綱領委員会に転送された。綱領委員会は、報告をまとめ、綱領議案の作成の際にそれらを考慮し、これらの報告を、経済、政治、科学の代表者と組合員からなる数多くの作業会議に持ち込んだ。

換言すれば、綱領議案は討議の開始にあるのではなく、そのかわりに我々に今日目の前にある議案はこれまでの討議の成果であり、すでに始められていた対話の成果なのである。我々は、それとともに、DGBの綱領的刷新を、開かれた改革過程として特徴づけ実行することができた³。

したがって1996年11月のDGBの臨時大会が新たな基本綱領を可決するまでに、綱領議案はさらに前進させなければならない。

我々の目的は、第一に、我々自身を新基本綱領に伝達することである。それに並んで、DGBとその傘下の労働組合が、公開討論で権限のある討議パートナーとして登場し、我々の労働組合の将来のデザインに関する報告を行うことが大切である。今や、綱領議案は、1996年11月13日から16日の日程のドレスデンで開かれるDGB臨時連邦大会で、労働組合員による政治的評価と決議にゆだねられている。私は、政治、経済の代表者、科学とメディアの代表者をも、我々の綱領の刷新と、社会友愛的⁴で確実な我が国の将来のデザインに関する我々の討議に参加するように招待する。

(サイン)

ディーター・シュルテ Dieter Schulte

(ドイツ労働同盟委員長)

— S. 2 —

我々の将来 — 共同デザインへの要求

労働組合は、勤労者の利益代表である。

労働組合は、所得、財産、生活機会が正しく分配されている連帶的な社会のために闘争している。

労働組合は、豊かさと社会的正義およびエコロジー的責任が産業社会の改革を通じて徐々に確立される、生きる価値のある将来ヴィジョンのために闘争する。

議会制民主主義と代議制民主主義は、近代社会の最も重要な成果である。労働組合はあらゆる干渉に抗して議会制民主主義を擁護し、それをいっそう強化しようと考える。我々は、労働世界、経済、社会のいっそうの民主化のために闘争する。

労働組合は、勤労者が自己の意思に基づき、働き、生活することができるための諸権利と機会と共に携わると同様に、人権と市民権に携わる。

民主主義と自由、平等と正義、連帶と寛容は、ずっと以前より、われわれの活動を導いている。それらは、21世紀初頭にも、ヨーロッパや世界における平和を保障し、社会的な利害対立や現実的衝突を調停しうる決定的な原則である。

ドイツの労働組合運動は、その伝統豊かな歴史の中で、多くの成果を達成してきた。しかし、見解を異にする労働組合の存在は、歴史的に決定的な局面で、相対する妨害という結果に帰着した。とくに、自由・社会主義的見解の労働組合とキリスト教・社会的見解の労働組合が、平等な利益、共通の基本的価値および双方の寛容という基礎の上に、単一組合に統合されたことは、目的達成力とデザイン力の前提であったし、今もそうである。我々は、これらの多様性を統一の中に保持し、さらに強化したいと考えている。すべての勤労者のために語る我々の要求はそれを基礎にしている。

我々の基本的価値は、労働組合の成果のための決定的な前提であったし、今日もそうである。これらの価値は、グローバル化と社会変化という条件の下でも、我々の活動を規定し、労働組合の目的達成力を強めるであろう。

— S. 3 —

勤労者の経済的、社会友愛的、社会関係的、政治的立場を改善することに関する論争では、労働組合は、強力な、成果の多い、保護力とデザイン力となってきた。今日、ドイツでは、勤労者は、前の世代には考えられなかった豊かさの中に生活している。同時に、彼らが、21世紀初頭に、大量失業、新しい貧困、社会給付の解体を体験するだろうことが確実である。

強力で目的達成力のある労働組合は、我々の社会の将来にとっても放棄することはできないものである。資本と労働の利害対立は、相変わらず資本主義的につくられた市場経済の経済的・社会的発展を特徴づけている。それと同時に、資本と労働の利害対立に帰せられない政治的矛盾、社会的矛盾が重要性を持ってきている。性の対立、経済発展と自然と原料の乱用という矛盾、人類世界の

オープン化と人種対立の亀裂の強化および民族主義的思想の再強化は、労働組合の活動の説明を拡大したり変えたりすることだけではなく、それを拡大して理解することを求めている。

労働組合と企業家とが対立的利害をどのように闘争することで解決するか、または、どのように協調することで解決するか、という方法と様式は、福祉に、われわれの社会の団結に、民主主義の安定化に寄与してきた。

新たな挑戦とコンフリクトは、将来において労働組合の保護力、デザイン力を要求しているが、伝統的な問い合わせも意義を失わないままである。エコロジー的刷新に際して、社会正義は、市場の自己発展からは生じない。それはただ社会的制御を通じてのみ、さらに、事業所、経済、社会における労働組合的利益代表を通じてのみ達成されうる。極端な市場主義や規制緩和は、まさしく、破壊的な力の解放に力を貸す。社会の分裂と環境破壊は社会国家を危機に陥れ、それとともに、民主主義の社会的基礎を危険に陥れる。

個別の経済的な合理性や、社会的理解に矛盾して、労働組合は将来も勤労が生活設計と生活デザインの基礎である人々の人間的、社会友愛的、経済的、エコロジー的な利益を代表する。労働組合は様々な条件の下で、コンフリクトによる処理能力を確保し、また、和解による処理能力を強化するだろう。社会的対抗力と社会的デザイン力は放棄され得ない。

— S. 4 —

(新たな — 訳者) 挑戦は、とりわけ以下の点である。

- 資本主義的経済システムのグローバル化と、それに結びついた我々の生産システム、労働システム、社会システムの激変
- 大量失業と、社会の分裂の拡大
- 増大する環境破壊
- 人々の生活スタイルや価値志向の個人主義化と異質化
- 機会の男女分配を固定化する社会的障害と権力構造
- イデオロギー・ブロックにおける長期の思想的時代が終了した共産主義諸国の崩壊の諸結果
- わが国に空前の統合課題をおいたドイツ統一の成立

社会的団結が解消しはじめていることを示す徵候が増えている。不正義と不平等が増加している。我々の社会が数十年刻印してきたコンセンサスは、また、我々の社会国家のあり方として表現されてきたコンセンサスは今にも崩壊しそうである。

労働組合は、企業と経済における、また、政治と社会における現実性の変化に立ち向かう。労働組合はリスクを制限し、機会を広げることを求めている。

激動する世界経済は、一方では工業諸国間の競争を激化させている。そして他方では、工業国と、開発途上国との間の優劣に関する破壊的な競争を導いている。世界規模での情報のネットワーク化は、

世界経済の統合化として、企業取引のグローバル化を支えている。経済力の集中化と経済的決定の集中化、企業取引の拡散化は、手を取り合っている。

それと同時に、我々の社会の社会友愛的生存条件は、失業と貧困によって危機にさらされている。環境破壊が進んでいる。発展途上国は、経済的従属、スタグネーション、ひどい窮乏のままである。

— S. 5 —

東西に分裂していた世界秩序の終焉とともに生み出されたのは、新たな市場と職場をめぐる競争だけではない。諸国民の理解と文化的交流のための平和的な発展の機会が開かれたのである。それと同時に、グローバルな統合化は、世界経済でのいっそうの協働、社会的平等、政治のデザイン、経済の刷新の新たなチャンスを提供している。労働組合は、民主的で社会的にも経済的にも強力なヨーロッパ同盟を支持する。社会友愛的に正当な世界経済秩序の枠組みの中で、EUは特別の責任を持つことになる。この世界秩序の中で、発展途上諸国も自分たちのチャンスを広げられるに違いない。

サービス業や、官民の管理部門での労働システム、生産システムにおける激変は、大量失業と、社会的分裂の深化を導いてきた。世界市場競争、狭隘化する分配余地、公的財政の窮迫化は、経済的諸問題の克服を遅らせる原因となっている。

同時に、これらの激変の枠組みで、新たなテクノロジーの力を借りて、生産性の拡大の可能性と社会的富の前提が開拓されうる。持続的な発展にとってのチャンスは、目的的に利用されねばならない。とりわけ、工業諸国はエコロジー的改造にとりかかる責任がある。

新たな製品と新たなサービスを開拓することと新たな雇用領域の開拓するためには、また、就業労働にいっそう高い資格を与えるためには、そして人々の分配機会とデザイン機会を拡大するためには、新しい組織的コンセプト、生産コンセプト、サービス・コンセプトが利用されねばならない。

生活体験と価値志向との変化は、しばしば、いっそうの自閉化、孤立化、および社会への冷淡化をもたらす。しかし、自己の充実化、自己のイニシアチブへの人々の願望と、自己で決定する労働、参加や共同決定への人々の願望も強まっている。共同決定ならびに労働世界の民主化と経済の民主化が人々を動かす理想となりうるための新しい経験と前提が生まれてきている。

連帯が、平等な生活状態、平等な社会的出自、平等な文化的結合に基づいて築くことができるということは、今日明確ではない。連帯が、覚醒され、強められなければならないという考えは、以前よりも強くなっているのである。

個性的であるということと自己の充実化は、集団的保障システムの上でのみ十分に発展できるのだから、我々は、個性の拡大のための社会友愛的枠組条件と法的枠組条件とを保持し、発展させなければならない。

— S. 6 —

労働組合にとって、基本法に定められた社会国家は、市場経済秩序にとっての前提である。社会

国家は、労働権を実現し、個々の地域における人々の平等な生活条件をつくり出す義務を持つ。社会国家は、社会的正義ならびに機会の平等を樹立しなければならないし、社会保障システムを保持し、形成しなければならない。社会国家は、価値の高いインフラストラクチャ、効率の良い公的サービス、徹底した環境政策によって、より高い生活の質に配慮する任務を持つ。

人々の解放と自己意識は、共同デザインへの要求の拡大をもたらす。社会国家は、文化的多様性を促進しなければならない。とりわけ、社会国家は社会的グループならびに個々人に我々の経済と社会の民主的な共同デザインのための活動余地を保障しなければならない。共同決定と協約自治は民主的社会の本質的前提に属する。

したがって、社会国家は、我々の社会秩序の根本要素となる。

我々はまた、労働組合員として、この社会が、民主主義と自由、平等と正義、持続的な成長とエコロジー的な刷新を実現し、労働と環境を優先し、社会的理解と平和的利害調整に全幅の信頼をおくことに、責任がある。

我々は、すべての勤労者に、労働組合を強化し、我々の諸目的の実現に協力するように呼びかける。我々は、民主主義と自由、連帯と正義という基本価値を志向するすべての労働組合グループを協力協同に誘う。そして、我々は労働組合の共同デザインと改革のために我々の力を獲得し、強化する。

I 労働の将来

あらゆる勤労者にとっての魅力的な労働、責任のある、多面的な労働、そして、所得の正当な分配、これらは、労働組合政策の中心目標である。

1 労働を生み出し労働を分かち合う

労働とは、単なる生産条件以上の意味を持っている。労働は人間の自己発展にとっての本質的前提であり、人々の社会的生活への参加にとっての本質的前提である。労働は、社会の豊かさと生活の質を生み出す。

— S. 7 —

豊かさは単に職業労働によってのみつくられるのではない。家事労働や教育労働も、ボランティアへの参加とならんで、豊かさに対して重要な寄与をもたらす。何れにせよ、職業労働と非雇用労働とは、両性間で、今もなお不平等に分担されている。職業労働の形成は、いまもなお、「規範的労働」を自認したままである。子供の世話に際しての受け継がれた思考様式や、不完全な社会的援助は、女性に職業労働と家事労働の二重負担を強いている。社会的支配構造は、両性の現実的な平等化を妨げている。とくに、労働組合内の勢力として、また責任あるポジションという点で、女性は大きな代表力をもってこなかった。

労働の権利は、我々にとって人権である。どの男女も、労働を行い、人間に相応しい生存を可能にするチャンスを持たねばならない。

社会国家は大量失業を容認できない。大量失業は人々と社会を損なうものである。該当者にとって失業は、将来への不安、生活水準の低下、しばしば窮屈と孤立を意味する。幾百万人もの職業資格や、創造性、就労の意思が失われていきつつある。同時に、失業のコストが、緊急に要求されている改革のための手段（=予算一訳者）を制限している。それゆえ、大量失業の除去は単に該当者達を救済することに終止するものではない。それは同時に、社会国家を保全し、拡大するための最も重要な必要条件である。

労働組合は、大量失業を除去するために全力を集中する。そのため我々は、労働時間の短縮のための機会を、労働時間の多様性の中で、あらゆる形態で利用する。就業者は、より多くの時間に関する主権、一般的な生活のために保全された時間、就業と家族とのよりよい統一性と、特に雇用保障を願望している。

完全雇用は、あらゆる男女が、伝統的な規範的労働関係の意味で、職場を自由に操作するということを、短期的には意味することができない。それゆえ、社会友愛的保護、法的保護に際して、雇用関係の新たな形態が、これまでの労働形態を有意義に補填できるのである。

労働組合は、雇用主や政治的責任者達にも、彼らが完全雇用を再現するためにあらゆる努力をおこなうことを期待する。我々は、企業や公的権力による、継続的な発展を促進するための、投資やイノベーションを要求する。議会と政府は、アクティブな雇用政策に尽力することを呼びかけられている。

— S. 8 —

労働組合員は、我々が、雇用保障へのイニシアチブを貫徹し、イノベーションを追い求めるその種の政策を支持するだろう。より拡大された生産やサービスの創造とともに、我々は職場を確保する。それでもやはり人員削減が避けられない場合には、公的に振興された職業が新たな労働への橋渡しとして役立たねばならない。

労働組合は、将来、男女の職業上の機会均等の実現を目的として一層強く尽力するだろう。労働時間の短縮は、男女間の労働を正当に分担するための助けとなる。女性への援助や（職場などの男女の就業者の一訳者）割合の規正は、ハンディキャップを除去し、両性に平等なキャリア形成のチャンスを可能にすることに寄与するに違いない。女性達は、（新たな雇用機会の一訳者）編入と有資格化措置と昇進の際に、特別に援助されなければならない。事業所レベルの女子促進プランは、事業所における平等化政策に結合しておこなわれなければならない。

2 労働の変化

世界経済の構造的諸変化と技術的・組織的变化は、この数十年の間に労働を変化させてきた。新たな組織コンセプト、生産コンセプト、サービス・コンセプトが、あらゆる生産性資源を汲み尽くすことと、勤労者の資格と権限とモチベーションを包括的に利用することの上に置かれている。

このような新しいコンセプトとよりいっそうの情報ネット化が、合理化過程を強化するのはそれ

ほど先のことではない。それらは同時に、新たな効率要求と事業所レベルの選抜システムに結びつけられている。老人や技能資格を持たないもの、効率の低いもの、そして特に女性の中のそのような人々は、ますます排除される。しかしながら、それらのコンセプトは、生産的労働とサービス労働のデザインの可能性を提供し、労働をより多内容化し、協力的にし、当該者の分業の下でデザインするための新たなチャンスを開く。

職場、事業所、企業の情報技術的なネットワークとマルチメディアの利用は、遠隔労働と協業に新しい形態をもたらす。価値形成は、これまでの作業場からますます結びつきが弱められて実現される。データのネットの中で動いている諸企業は、労働の転換と、労働市場のいっそうのグローバル化を促進する。時期を得たデザインが無ければ、この文化的、技術的变化のプロセスが、規範的労使関係を危うくし、労働の社会的性格の解消を迫り、雇用政策上の難題を激化することは、それほど遠いことではない。

— S. 9 —

政治上の規制緩和、公的セクターの民営化、および大量失業に直面して、勤労者が職場における諸要求を削減をする覚悟を増大させていることは、従属性自立性の新たな形態⁵の形成と同じく、そこからなんら保護のない雇用の普及を促進する。

我々の共同決定の諸権利は、事業所や協約での利益政策の構造の拡大と同様に、新たな、しばしば、事業所の関連の外に定着される雇用関係を規正し、デザインすることには十分でない。

人々のための社会的、教育的、助言的活動が中心であるサービス業は、新たなメディアに直面して、意義が増大している。そこで労働条件のデザインの際には、そのことが考慮されねばならない。

この領域での発展は公的にまた政治的にデザイン可能である。しかし、我々は、労働条件と社会条件に関する情報技術的ネットワーク化の諸作用についてより多くのことを明らかにする必要がある。それゆえ、労働組合は、デジタル化された世界のチャンスとリスクに関して、労働組合的な対話と研究活動を強めることを要求する。我々は、諸条件の変化の下で、いかにして労働の人間化が可能となるかということに専念する。それは、事業所や官庁で、労働組合員の経験が科学的研究結果と結合し、これが研究技術政策に影響を持つときにのみ成功しうる。現在すでにわかっていることは、チャンスを生み出すことを可能にするには、人間的なデザインと規則が、いずれにせよ不可欠であるということである。

3 我々は将来の労働をデザインすることを望んでいる

労働組合はずっと以前から、労働の人間化、健康保全、無理のない効率促進に携わってきた。労働は自己充足を可能にするものでなければならないし、技能資格を促進し、他人との協働を促進するものでなければならない。この伝統の中で、我々はまた、新たな生産コンセプトと組織コンセプトをデザインしようとしている。我々のライトモチーフは、次のようにある。すなわち、チャンスを利用、リスクを制限。

我々は、労働を人間的にデザインし、同意可能な効率化政策を交渉し、雇用保障の新たな道を進むことを望んでいる。当該者と雇用者の諸グループによって、分業と社会的資格が確証される合意も、それに属する。新しい合理化戦略によって「利益を得るもの」と「損失を被るもの」との間の連帶的平等は、我々にとってはデザイン原理の中でも相変わらず突出しているものである。

— S. 10 —

あらゆる勤労者が、保護のない雇用関係に移行することを強要されているわけではない。多くの人々は、労働と個人的な生活計画をよりよく一致させるために、そのような雇用関係を利用する⁶。我々は勤労者のそのような様々な利益を、今後、よりいっそう、正当であると評価しなければならない。

労働における自由と自己開発は、従属と専横に対する防護と、同時に労働の個人的なデザインにとっての活動余地を開く諸ルールを必要条件とする。このことが意味するのは、法的保護と社会的デザイン、社会保障義務、協約上の保障と、事業所での利益代表は、なくてはならないものだということである。

一連の努力を通じて、労働組合は、労働のコミュニケーション的性格を保全する事に全力を傾ける。勤労者が、ワールドワイドに操作されるデータネットを経由して、相互にコンタクトすることが、（労働組合にとって一訳者）努力しがいのある将来ビジョンではない⁷。

4 法的保護と協約によるデザイン化

勤労者は将来においても自分たちの労働組合を通じて団体による保護を期待している。同時に、彼らは、自分達の各々の相異なる利益への配慮を強めることを要求している。我々の原則は、団体的なルールの上に、我々はより多くの個人的権利、選択可能性、分配可能性を生み出すだろう、ということである。

労働組合は、そのために、勤労者の個人的権利が、事業所代表権、個人代表権の基礎の上に強められることを支持する。労働条件が基本権に抵触する場合に、異議申し立て権や参加権や労働拒否権は、それに属する。それは、個人的なデータへの自己決定権と同様である。

我々は、「勤労者」の概念の伝統的な理解を拡張し、それに伴い、これまで保護のなかった就労者や、経済的に従属した自営業者を事業所代表権、個人代表権の形成される領域に組み入れることを勧める。集団的な利益代表は、事業所における人間の尊厳の根本的な前提であり、団体協約と労働者保護規則を現実的に達成するための根本的な前提である。

— S. 11 —

事業所の分割、海外支所の設置、企業やコンツェルンの新編成は、同時に、事業所概念や企業概念の拡張を要求している。労働組合は、事業所組織法の新条項によって、効果的な利益代表と、共同決定の実践のための必要条件が改善されるように様々な努力を行っている。そのためには、たと

えば、事業所従業員会を小企業につくる権利を強化することである。他方では、そのために、事業所におけるすべての勤労者の置場所に関連した利益代表と、適度に事業所を越えた利益代表を容認する土台を生み出すことである。

労働組合は、自らの団体交渉能力と達成能力と、それに伴う保護課題とデザイン能力を、安定化し、拡大することを願望している。

協約自治の保障は、このために不可欠である。それは、依然として労働組合の中心的課題である。協約自治は、コンフリクト制御の効果的装置として一国際的に比較して一成果の多いモデルとして証明してきた。我々はペアムテ⁸のための協約自治も要求する。

ストライキ権は協約自治に属すことがらである。民主的に正当化されたストライキ⁹は、労働組合の抵抗と社会友愛的デザインの手段として、放棄できないものである。我々は、労働組合のストライキ能力を弱めるために企てられるロックアウトの禁止、雇用促進法をふたたび元の状態に戻すことを要求する¹⁰。

会員を同盟組織に結びつけ、締結された契約の義務を確実としうる雇用主団体も、協約自治と広域協約に従っている。それゆえ労働組合はより強力な雇用者団体を形成することに根本的な利益をもつ。われわれは、協約に反する事業所協約や、雇用者連盟からの脱会によって、しばしば雇用主が協約を取り消すことに憂慮している¹¹。

グローバル化した市場、産業部門の条件の多様化への解答は、協約システムの機能と能力を掘り崩す市場原理主義的規制緩和でもありえないし、連帯の原則を逸脱させる報酬や労働条件を個別の協約でルール化することでもりえない。地域協約は、勤労者に有用である。すなわち、地域協約は、一面では相対的に危機的な収入と労働の条件を配慮しており、他面では、明瞭な計算基準と比較可能な競争条件を配慮しているからである。

— S. 12 —

我々は、地域協約と事業所における（その協約内容の）そのときどきの組み替えに関する新たな関連を獲得しようと努力している。それゆえ、地域協約は、個々の産業部門や企業における現実性の違いに対応するように、デザインされねばならない。そのためには、我々は、事業所での組み替えについての選択見通し、デザイン見通しを開くオプションを地域協約に結びつけなければならぬ。

一般的なマンテルタリフと給与タリフ¹²は、伝統的なブルーカラー、ホワイトカラー¹³、ペアムテの区分を克服するために重要である。このような身分上の区別を克服するために、一般的な給与タリフとともに、一般的な社会保障と並んで、統一的な人権要求を起こす一歩を、我々は断固として進むであろう。

状況に順応した解決が開かれている場合には、次のことが明白である。すなわち、給与と労働条件を地域協約の中にルール化することは、相変わらず、最低条件をしっかり義務付けるための中心的装置である。協約をデザイン化する場合の連帯原則は、空洞化されてはならない。我々は、保護

のなかった雇用関係も協約的に保障することを願望する。

経済のグローバル化は、また、協約政策上、労働組合により強力な国際的協働を要求している。それまでの、それほど長くない期間で、国境を越えた保護ルール、デザイン・ルールを実施しなければならない。賃金ダンピングと社会保障ダンピングへの闘争は最も重大な課題に属している。

一般的に、我々は、ヨーロッパ労働組合連合とヨーロッパ・ワイドに調整されたヨーロッパ協約政策に尽力する。我々が、要求するのはEU内で、一般的協約法を設置することである。

5 参加と共同決定の拡大

政治的な民主主義は、経済的民主主義と社会友愛的民主主義を通じて、労働世界においても補完され、確立されねばならない。

共同決定は役立つことが理解された。共同決定を通じてのみ、根本的な構造変化は社会協約的にデザインされ得た。勤労者の共同決定権は、グローバル化からエコロジー問題までの、新たな挑戦に、これまで十分には対応していない。企業の未来志向的政策は、勤労者と労働組合に共同決定権を拡大することを要求している。

— S. 13 —

作業場における参加権、共同決定権の拡大は、予定よりも遅れている。新たなマネージメント戦略は、チーム労働、グループ労働のような、勤労者の参加の増大を求めている。我々は、より一層の共同決定のために、新マネージメント戦略に結びついているチャンスを利用し、それを義務的なものとして確たるものとすることに尽力する。このことは、事業所体制ならびに人事代表権において、意義申し立て権ならびに参加権と参加時間を確立することを要求する。

労働組合は、事業所従業員会や公務労働者職員会の情報取得権、相談権、共同決定権を強め、これらの組織の活動能力を改善することを要求する。まず、このことは、小企業や小さな役所における事業所従業員会や公務労働者職員会にまさしく該当する。事業所従業員会と公務労働者職員会は、製品や作業効率の展開とデザインを行う際に、生産計画の際や所在地選択の際に、一取締役会における従業員代表と一緒に一共同決定権とイニシアチブ権を獲得しなければならない。

公務労働の被雇用者も、共同決定への要求を持っている。議会の憲法上の権利は、公職職員会に適切な共同決定権を結びつけることが可能である。

労働組合は、利益率を社会友愛的、エコロジー的利益ならびに、地域社会における政治的責任にむすびつけるような企業政策に尽力する。このことは、企業レベルに、制度化された共同決定を拡張することを要求し、取締役会に同数の席を占めることを要求する。モンタン共同決定¹¹は、相変わらず、共同決定の拡大と発展のための物差しであり続ける。

経済的諸決定は、ますます多く、ワールドワイド志向の企業センターにおいてなされている。労働組合はより多くの従業員と彼らの利益代表の情報獲得権、相談権、共同決定権を要求する。ヨーロッパ事業所従業員会の設置に関するEUの指針は、仮に我々がヨーロッパ事業所従業員会を設立

し、命を吹き込むあらゆるチャンスを利用して、社会友愛的ヨーロッパの方向への最初の一歩となるにすぎないだろう。ヨーロッパのレベルでも、労働者とその利益代表は、企業政策の決定、社会政策的、産業政策的、地域政策的なポイント切り替えに関与しなければならない。

— S. 14 —

II 経済（性）のデザイン

完全雇用、分配正義および生活の質の向上は、労働組合にとって、もっとも重要な経済目的である。これらは、質的な成長と社会的により正当な世界経済秩序を包括する、ワールドワイドな持続的発展に不可分に結びついている。

1 完全雇用を実現する

労働組合は、社会・経済的改革戦略を使って、これらの目的を達成することを望んでいる。労働組合は、失業を克服し、経済政策と環境保護を一致させねばならない。もしも、国民的な改革が、特に社会政策と環境政策において断念されるなら、社会友愛的・経済的改革は、世界市場への関連を保持しなければならないという前提から意識的に制限される。我々は競争力と改革力を有意義に相互に結びつけることを願っている。

より低い賃金、より劣悪な労働条件で知られる諸国との競争はドイツの経済的立地を保障できないし、完全雇用の再現することもできない。労働組合はこれに代わって、労働者の資格と創造性をめざす競争を支持する。我々は、高い価値をもった、エコロジー的に製造された商品を生産すること、追加的サービスを提供することに従事する。我々のモットーは、フェアな競争条件の上のイノベーションによる競争である。

社会国家は、労働と雇用を再び中心点に据え、財政政策、租税政策を転換する必要がある。新たな強調点は、経済政策と構造政策において効果的である。継続的パースペクティヴが、ドイツの経済的立地の背骨である産業セクターに、与えられなければならない。

教育、研究ならびに技術は、ワールドワイドな地位競争におけるキー・ファクターであり、完全雇用のための闘争におけるキー・ファクターである。労働組合は長期的に方向付けられ、国家によって促進される、イノベーション攻勢のために尽力する。イノベーション攻勢は、雇用の追加に向けられ、新しい市場と、成長領域を開拓し、継続的発展を促進するものでなければならない。我々は、上下水道の現行のインフラストラクチャの保全と、とりわけ、エネルギー・交通・遠距離通信等の領域におけるインフラストラクチャの拡張を要求する。交通の領域では、環境と資源を損なわない交通システムがいっそう拡大されなければならない。研究政策と技術政策における促進手段は強力に拡張されねばならない。中小企業は意識的な援助を必要としている。

これらは将来の雇用保障のための前提であり、それを通じて、人々の生活の質に役立つ。

将来においても相変わらず必要なことは、公的信用が将来投資を意図的に行うことである。将来投資は、新たな労働と、追加的税政策と料金施策を通じて長期的に割が合う。

労働組合にとって、ヨーロッパ領域への政策において、完全雇用の意義は増大している。我々は、ヨーロッパ経済同盟と通貨同盟を支援する。しかし、それらは、完全雇用目的に首尾一貫して方向付けられ、能動的なヨーロッパ的社会政策と環境政策によって伴われて出現しなければならない。

2 エコロジー的に成長し、エコロジー的に方向転換する

人々の生活を将来も保全しようとするなら、エコロジー的に転換することが必要である。資源・エネルギーの使用は著しく削減されねばならない。そのことはまた、我々の消費習慣、生活習慣を変化させることを意味している。我々は、人々の生活の質を改善することを通じて、住民の豊かさを上昇させることに従事したい。

我々の目的は、事後の環境保護から、事前の環境保護への移行である。それゆえ、大気や水や大地の負担は、誰もが回避できる被害を受けずにすませるように、制限されねばならない。景観もまたエコロジー的不可欠さとして認識されねばならない。とりわけ、我々はリサイクル経済を達成しようと望んでいる。このことは、すでに工業生産に際して根本的な環境意識を必要条件とする。我々は、外国に環境破壊的な生産を移転することに反対し、現存の場所に、エコロジー的再建を行うために尽力する。

労働組合は環境保護の不可欠さを国際的に定着させることを支持する、我々は、ヨーロッパでの、可能であれば世界中での、高い水準での環境基準の統一化を要求する。先進工業国はその際に模範的役割を果たさなければならない。

経済的に競争可能で、安全な、エコロジー的に適合的なエネルギー保護は、社会友愛的・経済的改革の中心目的に数えられる。合理的で節約的なエネルギーの開発と利用は、継続する発展にとっての鍵としての役割をもっている。エネルギー転換の効率の拡大もまた、当然優先される。より安全な、化石エネルギーの利用は環境基準に従って行われねばならない。

労働組合は、経済的・社会友愛的・エコロジー的原則から、可能な限り早期に核エネルギーの利用を放棄することを可能にするエネルギー政策に固執する。核エネルギーの利用の放棄を社会に適合的に達成するためには、全エネルギー政策の評価の刷新を行わねばならない。その際に、その決定のあらゆる、経済的、社会友愛的、エコロジー的、技術的、社会秩序政策的な諸結果は正しく検証されねばならない。

経済改革は、一連の政治的諸措置によって活性化される。緊急に要請されているのは、環境に優しい技術の促進である。それと同時に、エコロジー的行動は、目的にあった使用政策と秩序政策に

よって報いられる。労働組合は、租税システムの包括的な、社会・経済的再編に高い意義を認める。このことが意味しているのは、労働が税率等の係数を軽減するのとは逆にエネルギーや資源の浪費には租税や使用料を上げるということである。住民の租税や支出の全負担は、到達した地位以上に増大させてはならない。より高いエネルギー料金・原料費を負担する勤労者は、税率等の係数の軽減のために労働で参加することをせずに、(金銭支出で—訳者) 社会的清算をする。企業ないし工業領域が生産の特別な条件に基づいて競争に対して不利にならない限り、免税や減税は効果的でなければならない。

3 より多くの社会友愛的正義を実現する

国民所得は不当に企業利得に有利なようになっており、勤労者に負担が多く分配される。この点で、労働組合は非妥協的である。協約政策は、それゆえ相変わらず分配政策でもある。我々の目的は協約政策的、資産政策的、社会政策的施策の助けによって、分配正義を貫徹することである。

所得分配の不正義は、租税政策によって増大される。税収は、勤労者の所得税にいっそう強く依存している。

我々の社会友愛的・経済的改革の転換のために、すべての人々は、その業績能力に応じて寄与しなければならない。労働組合はそれゆえ、大きな所得がある人と、大きな資産を持つ人に適切な分担金を要求する。この場合だけ—そして徐々に増大する生活の質と社会サービスが、個々の支出の見返りとなるなら—、我々は社会友愛的・経済的改革のための平均的な稼ぎ手の財政寄与を擁護できるとみなす。

— S. 17 —

我々は、大々的に行われている脱税に断固たる処置を行うことを強く要求する。その他に、我々は、個人の大きな資産、大きな遺産相続、投機利益にも、効果的に課税が行われるような、利子収入への課税に関するヨーロッパでの統一的規則と、税金逃亡の制限の統一が必要である。夫に対する夫婦分割課税による租税優遇は制限されねばならない。

勤労者は常に生産的資本への参加から常に徹底的に排除されてきた。東ドイツにおいてもまた、資産の私有化と生産的資本の刷新とを正当な資産分配のために利用することには成功していない。我々はそれゆえ、生産的資本への従業員の参加の改善のために、我々の努力を強める。我々が要求するのは、対応する労働組合の協約政策上のイニシアチブのための法的前提をつくることである。

4 さまざまな地域における平等な生活条件をつくりだす

社会国家は、あらゆる地域の人々に、同等の生活条件を作り出すことを義務づけられている。このことはドイツにもヨーロッパにも妥当する。労働組合は、地域的、産業的、技術的、労働市場的な政策措置を束ねることを要求する。ハンディキャップを持つ地域の成長機会を増大させ、そこで暮らす人々に、生活関係の確たる平等を保障することが達成されねばならない。

特に東西ドイツ間の社会的平等が不可欠である。我々の目的は、東西における社会的統一を可能な限り速やかに達成することである。

新州¹⁵には、生活条件や労働条件が確実に改善されている人々もいる。他の人々、特に女性は、失業、不安定さ、将来不安の中に取り残されている。我々は、それゆえ、投資に強く尽力し、東西ドイツにおける勤労者所得の平等化に尽力する。新州においてすべてに優先する努力目的は、工業で新たな職場を構築することである。公的に促進された雇用は、特に、東ドイツで、失業の局面を転換するために役立てられなければならない。

— S. 18 —

5 市場と国家、共同決定とデザイン

ドグマ的な統制コンセプトは、役に立たない、無展望なものであることを歴史が示している。一面では、政治的自由の基本的権利と経済的効率の命令を達成することは権威主義的国家には不可能であり、他面では、自由な市場過程での社会友愛的、エコロジー的限界が明白に存在している。すなわち、工業諸国には何百万もの失業があり、世界の貧困地帯には窮乏と悲惨な状況があり、いたるところに自然の乱開発がある。このことは、将来の世代と今日の世代に対して、責任を持たないことである。

社会的市場経済は、労働組合の目的を達成するためには、他の経済秩序よりも適している。我々の社会の豊かさは、その経済的効率性と、人々の業績力次第である。しかし、それはまた、大量失業と資源枯渇を防ぐことができなかつたし、社会的正義を生み出さなかつた。

我々の社会的市場経済の理解は、個別の事業所の合理性と、経済全体の理性とをよりよく調和させることを目的としている。我々は、市場経済の操作や、活発な国家がおこなう干渉を設けることにも全力をあげる。我々は社会的対話と共同決定に全力をつくす。そして、我々は社会友愛的・エコロジー的改革に全力を尽くす。これらの要素の結合によってのみ、我々は社会的利益が正当となる経済をつくり出すことができる。

労働組合にとって、どのように生活し、働き、やりくりしたいかという社会的な諸判断が重要である。我々はどの価値が我々の活動で優先されるかについて、われわれ自身が了解し合うことを願望する。我々は一衝突していても、我々が社会的改革をいかに貫徹するかについてお互いに了解しあう必要がある。

意見が異なり、力関係が異なる場合には、労働組合の理解する政策的デザインは、社会的グループの対話力や容認力、勤労者や彼らの労働組合の共同決定権や共同決定権限、社会の操作能力や、経済決定の合法性にかなりの程度で左右される。

我々は、生産やサービスの近代化に積極的に協力していこうと考えている。諸変化を一労働組合のように一偏見を持たずに認めるものは誰でも、変化に対して隔絶するのではなく、自らデザイン化に参加し、共同決定するだろう。

— S. 19 —

それゆえ共同決定の拡大は、我々にとって、社会友愛的、民主的な経済秩序と社会秩序の中心に属することがらである。事業所と企業におけるより多くの共同決定権とならんで、事業所の外の領域や事業所を越えた領域における民主的参加の構造は、それに属している。地域における社会グループの審議会は、経済的、社会友愛的、エコロジー的な決定のための方向付けの基礎として、発展プランにむけて了解しあわねばならない。産業政策やサービス政策が部門や国家領域や、国際領域で対話されることは、同時にまた、相談、参加、共同決定の制度化されたシステムの拡大に寄与する。それらは、企業政策決定と、産業政策、構造政策の転換にも橋を架けることになる。

6 正しい世界経済秩序のために

その目的は、工業諸国間の政治的経済的関係を根本的に新しくつくりなおし、発展途上国をより正しい世界経済秩序に関係させることである。我々は、これに協力する。

一国の領域で市場が規制されなければならないように、国際的市場関係にあってもこのことは不可欠である。明確な諸規制の枠組みにおいてのみ、自由な世界商業はその長所を増大させ、より多くの豊かさとより多くの正義に配慮することができる。我々は、適切な世界商業組織の効果的な政策を期待する。かかる規則内で、我々は自由な世界貿易を、保護主義的戦略に反対して、優先する。

発展途上国の搾取¹⁶や、一方的な従属性を取り除くことは、我々が放棄してはならないことである。それゆえ、労働組合は発展途上国の、債務免除、輸出機会の拡大、輸出収益の安定化の要求を強く支持する。

環境ダンピング、社会的ダンピング、賃金ダンピングは、正当な世界経済秩序のもっとも危険なリスク要因に数えられる。近年の動向は、そのことを一層明らかに示している。すなわち、低賃金と抑圧的な労働条件とは、工業国から発展途上国に職場を誘っている。それにより、工業国では失業が増大している。発展途上国では、低賃金が理由で未だに大きな購買力のある市場がつくられていない。それゆえ、そこにはまた窮乏が増大している。

— S. 20 —

どの国民経済も、環境ダンピング、社会的ダンピングによって競争のアドバンテージを入手している他の製品に、国境を長期にわたって開いてやることはできない。それ故、発展途上国における人々は、市場の開放の道に、民主的な自由権の獲得と自立的な労働組合を創立することを可能にしなければならない。自由な労働組合は、社会友愛的、エコロジー的最低基準が護られるように寄与する。

社会的に正当でエコロジー的な継続的発展は、単に他の国家に要求してよいだけでなく、工業諸国においては自らそれを始めなければならないものである。他の国がまだたまらっていても、ドイツは必要ならば、率先しなければならない。すべての製品や貿易品のための基準が統一されねばな

らない。その基準は、社会友愛的・エコロジー的調和を長期に保障するものでなければならない。

グローバル化した経済の下では個別国家は、ワールドワイドな発展に、ますます無力化して向かい合っている。貿易対立や、外貨投機は極端な場合、国民経済全体を瓦解させるかもしれない。正しい世界経済秩序が意味するものは、貿易政策上の衝突を制限し、国際的金融市場を規正することである。国際的な通貨政策はよりよく協調されねばならない。それゆえ、国際的な外貨投機の刺激を持続的に縮小させる措置と装置ができるだけ早く発展させなければならない。この原則からも労働組合はヨーロッパ通貨統一を支持する。

労働力のワールドワイドな流動は、非合法的な雇用と賃金ダンピングを結果するものであってはならない。労働組合はEUにおける労働条件を社会的最低基準によって改善することを望む。ヨーロッパの移民政策は、他の国々からの人々に、規則化された公平なチャンスを与えなければならぬ。

III 改革を通じて社会国家を保全する

社会的安寧、社会友愛的正義、社会平和、よく整備されたインフラストラクチャ、国内治安と市民に親切なサービスが、経済的繁栄と同様に、ドイツ連邦共和国における生活の質を特徴づけている。我々の経済秩序の経済的競争原理は、社会正義と治安によって補完されている。人々が自己決定的で同権的に生活し働くことができる社会は、労働組合の見地から、我々の社会秩序のファンダメンタルである。それを改革によって保全する事は、労働組合政策の中心的構成要素である。

— S. 21 —

1 公的サービスと生活の質は相互に依存する

我々の目的は、人々により多くの個人的自由と個人的な選択可能性を保障することである。そのため労働組合は、誤った中心課題や誤った主権機能に後戻りするにちがいないあらゆるミニマム国家思想と、激しく闘う。市場は、自らは、社会正義も社会的治安も作り出さない。市場は、十分な働き口も、訓練機会も、すべての人々には保証するものではないし、正当な資源分配も保証しない。それゆえ、労働組合は、社会的に受け入れられる解決への国家の責任を求める。我々は、イノベーションと、できるかぎりEU全体に有効な国家的ルール作りとへの、国家のイニシアチブを望んでいる。

労働組合は、否応なしの民営化と規制緩和を拒否するにもかかわらず、国家がすべてを規制すべきであるとする考え方を支持しない。労働組合はしばしば、市場を制御し、個人の自己責任の発展を強化し、公的・私的サービスの基準を提供し、コントロールし、社会保障システムの保全を保障するといった国家や社会の責任を支持する。

連邦制の国家の組織は、諸州や自治体に、特別の意義をもたらす。協調的で活動的な公的手段は、不可欠である。それとともに、我々の自治体や地域における生活が、生き甲斐のあるものになる。エコロジー的、社会友愛的課題は、ますます相互に緊密化してきている。インフラストラクチャの保全と拡張、宇宙計画、公的な遠近交通の拡張、国内治安の保障、コミュニケーション、議会の

責任において補給とゴミ処理を社会的、エコロジー的に調和的に保障し続けることは、我々にとって国家の処理にまかされる事柄である。

労働組合は、市民の参加の下で前もって質的基準が確かめられる場合には、公的サービスと私的服务のフェアな競争を支持する。公共福祉志向、法治国家へのあらゆる要求、社会友愛的・エコロジー的調和性は、持続的な保障とともに、公的コントロールによって保全されなければならない。利得の民営化と損失の社会化を我々は拒絶する。

支払い可能な住居は、どの人々にとっても基本的要求に属する。低所得の入居者、中位の所得の入居者、子供を持つ家族、老人たちにとって、十分な供給がなければならない。我々は一層の社会的な住宅建設と、これらの住民グループのための住宅獲得の促進を必要としている。

— S. 22 —

2 社会保障制度は改革によって確立され、刷新される

社会政策の不可欠な課題は：

- 全労働組合員のための雇用機会の保障
- 貧困と社会的排除の回避
- 全労働組合員のための健康の侵害の防止と十分な医療的、看護的世話の準備
- 年齢、失業、就労不可能性、罹病に基づいて就労が不可能な際に、就労者が稼せぐ生活水準の十分な保障
- 家族や共同生活の他の形態を、ちょうど子供や青年が固有の責任を持つ人格へ成長・発育するように、青少年福祉と学校の配置を通じて、促進すること

自由と責任は、十分な物的基礎、社会的基礎が、連帶的な社会的努力にして生み出されるときにのみ拡大しうる。共同で取り決めた連帶に基づくルールは、個性の前提であり、今後もそうであり続ける。

我々の社会の経済的、社会的、人口編成的な変化は、社会保障システムに新たな要求を与えており。それと同時に、この変化は、社会保障制度にとっての出発状況を変化させる。

グローバル化と長期失業とドイツ統一によって過って分配された負担の結果、社会国家は財政的限界にぶつかっている。人口編成の変化によって、中期的に新しい挑戦が生じている。

それと同時に、労働組合は、新たな改革要求を認識している。というのは、管理支出を削減し、財政の税収入の欠損を除去し、行政の事業赤字を除去しなければならないからである。市民はかなりの程度で、(行政の一訳者) 市民への密接さを期待しており、行政に協力することや自助をおこなうことへのより多くの可能性を心づもりしている。

労働組合は、将来に支出が見合うようになる社会治安システムの構造的な改革にまったく賛成する。

— S. 23 —

社会国家のコスト上昇に直面して、人々と企業はますます負担を回避する道を求めている。

労働組合はそれ故、積極的な労働市場政策と雇用政策を要求する。失業との闘争は、貧困と窮乏を防ぎ、社会保障諸制度を、ささえる能力がある土台に据えるための、最上の方法である。

社会保障制度における不備を除く為に労働組合は、保険義務と保険保障をあらゆる就業形態に導入することを要求する。非合法な雇用と社会保障義務からはずれた労使関係の新しい形態は、社会保障料と租税とを不当に渡さない事態を生み出している。これにたいして、労働組合は強く反対する。同様にまた、我々は、社会保障システムの運用上の誤用を排除することを決定する¹⁷。

一部は雇用主によって、他は勤労者によって、同権的な財源支出の原則は、適切であることが示されてきた。不可欠なことは、社会保障システムの保険に不適合な給付を租税によってまかなうことである。このことは、料金を負担することで賃金の追加コストを負担することであり、その上、より多くの社会正義への重要な寄与である。

予防、または、首尾一貫したリスク回避政策は、社会保障システムの安全性のように、人々の欲求に役立つ。労働組合は、予防的健康保険、とくに、事業所での健康保全のための投資を要求する。

労働組合は、健康、看護システムを要求するが、そのシステムは、医療、看護の世話を受ける機会を、個々人の所得や資産状態に左右されることなく、保障するものである。このことは、負担の社会的分配を要求する。法的医療保障や看護保障において保険義務制限を廃絶することは、正義が求めるものである。

労働組合にとって、我々の社会で、一方に富めるもの、他方には貧者が増大することは受け入れがたいものである。社会的救貧者の鰐登りの増大は、我々に非常な不安を与えていた。多くの人々は、それゆえ、まだ、社会的救済を割り当てられていない。というのは、彼らには社会保障がまったく保障されていないか、十分な保護を十分な期間に保障されていないからである。労働組合はそれ故、次のことを要求する。必要性に対応した被差別的な最低保障を、あらゆる現行の社会保障制度に組み込むことがそれである。このことは失業の場合に緊急に、しかしながら、低い年金にも該当する。これらは、税財源から財政的にやりくりされねばならない。

— S. 24 —

労働組合は、料金を安定化させ、実行の質を改善するために、社会保障における効率上昇を支持する。我々は、社会的支出をいっそう安定させ、中・長期に削減させることを、これらの前提により正しいと判断し、また可能であると考える。

生活形態と家族形態は変化している。人々の自立と行動の自由への願望はより強くなる。共同社会的な生活形態の意義が増大するとともに、人々は、ますます、社会国家による保障を頼りにして

いる。

我々は、自助努力に大きな役割を与えることに努力する。個々の決定裁量余地と選択可能性は、拡大されねばならない。我々は、社会保障制度の個々の分野で、自己管理の可能性の増加を支持する。

我々は社会保障システムの漸進的後退を伴うような、年齢編成の変化に直面している。

労働組合は、不公正を除去するために、異なる年齢の(間での一訳者)保障システムの調和が不可欠であるとみなしている。労働組合は増大する諸要求を認識しなければならないが、しかし、長期的には、社会の全員に和解可能な保障機会をつくり出さねばならない。

我々は年金保険への連邦の保護がいっそう高まることを要求する。就業生活から退職へのよりフレキシブルな移行もまた、社会保険の財源形成にとって、重要な寄与を行うことができる。高齢者のためのパート・アルバイト職場は、彼らの就業量を増大させ、年金生活に入るのを遅らせる結果となる。同時に、このことは労働時間の人間的なデザインにとってのひとつの寄与である。

現代の社会国家は、労働世界や社会における男女の同権を設立することを援助しなければならない。社会国家は、青少年保護と学校制度の導入はもちろんのこと、家族と職業の調和に寄与し、国家の家族政策の枠組みで調和を促進しなければならない。このことは、新たな生活形態の認識を含んでいる。立法者は、同権化法を通じて、女性が公的な生活や、労働世界において、もはや不利とならなくなるように保障しなければならない。

社会政策は、青年に、彼らの個人的、社会的発達を促進するものでなければならない。社会政策は、予防的に不利益を回避し、除去しなければならない。労働組合は、子供、青年と、彼らの家族のための供給のよりよい枠条件とその拡大に強く尽力しなければならない。

— S. 25 —

重大な長期的課題の一つは、社会保障システムのデザインの際に、生活形態の変化をよりしっかりと考慮することである。社会保障は、社会友愛的な保障のために、一人の扶助者が中断できない就労活動を行って(家族の一訳者)面倒を見るという家族モデルに、相変わらず依っている。しかし、このモデルは、現実に時代遅れになっている。必要なことは、徐々に、非就労者のこれまでの派生的要求が、独自の要求によって、社会保障から分離されることである。とくに、このことは以前の遺族保障に代わる女性の独自の年金保障に妥当する。労働組合はそのような社会保障システム改革に協力する準備がある。

IV 我々の民主主義的社会への諸要求

議会制民主主義は、我々にとって、自由と民主主義を保障する唯一の政府形態であるし、今後もそうあり続ける。この制度は、その下で、自由で独立した労働組合を強化しうる確かな保証を提供する。共同体を能動的に共同デザインし、前進させる意志は、労働組合を他の組織と制度に結びつける。

民主主義的社会は、批判的で自立的なメディアと、生活や文化の多様性を前提としてもっている。

その社会の最も重大な課題は、人々の機会均等性を保障することである。これには、時代に適応的な教育システムが寄与しなければならない。

1 政治的自由権を拡大する

今日市民は、民主主義と国家の決定にもっと参加したいと願望している。このことは、労働組合の目的と合致している。すわなち、我々は、人格的、政治的自由権を拡大し、勤労者のよりいっそうの参加権を貫徹することを常に目標としている。

我々は、民主主義を確立することを望み、その下で、我々が基本法と選挙によって合法化された制度の決定権が強化されることを支持する。それに並んで市民の政治的決定の参加権のいっそうの拡大を支持する。このことは、連邦、諸州、諸自治体における決定に該当する。住民質疑や住民決定は我々にとって議会制民主主義を補完するものである。

— S. 26 —

労働組合は、市民が活発に様々な形態で、政治的意志形成の際に介入することをあてにしている。より多くの人々が、彼らの権限を保持し、意見を表明し、意見を自由に広げるようになればなるほど、社会と民主主義の将来はいっそう確実となる。

国家は、既存の大きな社会団体の参加と、権限のある相談を必要としているが、それらは不可避的な妥協をもたらす。その際に、労働組合の権限と経験は、大きな意味をもっている。我々は、それ故、社会的論議における、我々の立場をよりいっそう強化していくことを願望している。

ヨーロッパの統一は、ヨーロッパがより多くの民主主義と結合される場合にのみ、成功する。我々は、EUを支持する。そこでは、我々はヨーロッパ議会に責任を持つ。この方式で、市民がヨーロッパのデザインに影響を持つ可能性が生み出されなければならない。

機会均等は、個々の民主主義の実体にわかつがたく属している。それ故、労働組合は、社会のあらゆる領域における男女の平等を支持する。両性間で権力を分配するアピールは、ずっと効果がなく、たち消えてきた。それ故、我々は、あらゆる領域への女性の割り当てルールを効果的なものだと考える。そうしてのみ、法的に保障された男女の平等は、実践的なものに転換される。

わが国に居住する外国人を統合することは、民主主義的社会に属すことがらである。このための重要な前提是、新たな住民の国家レベルの市民的平等である。労働組合は外国からの参加者が、彼らの文化と彼らの経験とで我々の社会を豊かにする権利と能力を持ちうるような、寛容な社会のために努力する。

民主主義と人権は、多くの諸国で踏みにじられている。多くの人々が、政治的、宗教的、人種的、性的理由による迫害から逃げまわっている。労働組合は、亡命者の保護と、わが国における人間らしい生活を供与する政策のために尽力する。我々は立法化された、人間的な移民政策を支持する。我々の社会の老齢化の始まりを顧慮すれば、この政策は、中期的にはほんとうに必要なものとなろ

う。

— S. 27 —

労働組合は、極右主義、人種主義、排外主義、その他一連のものに反対する。我々は、外国人や移民に対する偏見をなくすことのために、事業所や役所において寛容さに尽力する義務を果たす。

2 文化的多様性と民主的メディアを促進する

民主主義は、自己決定を行う可能性と同様に文化的多様性によって生かされる。文化の供給を図り、活発に生活の環境にいそしむことは、人的要求と能力を発展させる前提である。文化的な生活の質は、富を持ち、教育を受けたエリートのみの特権であるべきではない。

現実性の認識は、ますます、メディアを通じて媒介されている。テレビやコンピュータや電話通信は、我々の生活様式と労働様式を特徴づけている。このことは、マルチメディアの変化とともにますます強くなるであろう。

労働組合は我々のメディア状況の多様性を支持する。我々はこれらの多様性に反するような集中傾向も確認している。

コミュニケーションと情報の新たな形態は多様性に大きく寄与しうる。必要条件となるのは、すべての市民が、同権的に電気的ネットワークへの入り口を持ち、彼らの人格権とデータ保護権を認識し、自己決定的な情報を発し、普及することである。政治は、それに応じた枠条件を配慮する。

公的・法的放送は、労働組合の理解に関して、意思形成の際に、特別な意義を持つようになりつつある。放送はプルーラリスト的なメディア秩序の保障である。放送は、文化と説話を保障するために情報と意見の提供者に根本的な配慮をもっている。そのために、放送は改革され、その供給を拡大しなければならない。

そしてまた、私的メディアは、放送にせよ出版にせよ、民主的規制の義務を持つ。私的メディアは、同時に政治的方法と文化的教育は、質的、量的に豊富化されて提供されねばならない。

— S. 28 —

あらゆるメディアは、人間としての尊厳を拡大する責任を持つ。このことは暴力の礼賛や性的暴力の贅美や、排外主義は排除される。国内での出版の自由、放送の自由は、不可欠である。

意見の自由と情報の多様性は、メディア権力に、有効な反集中化規制を通じた、首尾一貫した、コントロールと制限を要求する。このことは、国際的なメディア・コンツェルンの権力ポテンシャルと、その企業にかかる諸産業のことを考慮するなら、連邦共和国にのみ制限されてはならない。

3 教育は将来の鍵である

教育は自由で、連帶的で、正しい社会のための基礎である。教育は、人間の能力の拡大に役立ち、人々をはじめて社会的存在にする。教育は、全員の機会均等に決定的に寄与し、同時に我々の経済

的立場の最も重要な資本である。

社会経済における諸変化は、教育に新たな課題を要求している。

- 教育の目的は、知識と批判的で、選択的で、方向性のある交流をおこなう能力とを媒介することである。人々が生涯の教育プロセスを自分で組み立て、その際に、供給される包括的なインフォメーションを構造的に利用する能力を人々に与えることが、大切である。
- 教育組織は、青少年を絶えず変化する生活社会において、正しい道がわかるように援助しなければならない。伝統的な生活環境と家族の結合の解体は、はやくもすでに自立的な生き方を学ぶことを不可欠のものとしている。
- 将来の労働は勤労者の新たな技能資格を要求している。職業性の理解は、変転している。職業分野の内部では、労働の仕様プロファイルと内容がますます急速に変化し、勤労者は職業生涯の間に、自分たちの仕事を変えることがますます頻繁になっている。
- 自然が徐々に破壊され、素材資源がなくなりつつあることは、進歩についての新しい考えを必要としている。すべてを行いうることが教育の目的ではなく、科学の可能性に批判的に、責任を持って交流することを学んだ人が教育の目的である。

労働組合は、それゆえ、教育制度の改革を支持する。

— S. 29 —

我々は、青少年が教育の場で、全く様々な生活状態にある人々と一緒に、連帯と寛容を学び、一方でまた、社会や経済、労働世界における急速な変化に打ち勝つ手段を学びとる場として、教育の場を擁護する。大事な点は鍵となる技能資格の獲得である。

我々は、独自のプロファイルと高い自立性を持った学校を支持する。柔軟な教授・学習形態は、伝統的で硬直的な授業図式を解体するに違いない。学校はあらゆる才能を促進すべきである。

労働組合にとって、あらゆる社会階層の子供に、平等な教育機会を開くことは、中心的な課題の一つである。そのために、教育編成における「第二のチャンス」の考えを実現することは、その中に数えられる。

就学前の保育制度や、青少年保護制度、学童保育は、教育均等への重要な寄与を行う。移民の子供達にとって、彼らが社会にとけ込めるための特別の助力が必要である。ハンディキャップを持つ人々は、健常な生徒たちと一緒に授業を受けることができ、また受けねばならない。

統合された総合学校は、社会的に不平等に分配された機会に反対の作用を行う。

教育制度は社会における女性の不利益を減少させるために大きな役割をもっている。しかし、教育は、男女の生活機会の平等にいまなお反している伝統的な役割の固定化に対して、いっそう目的的に対抗しなければならない。

労働組合は二重の職業教育（いわゆる「職業教育のデュアルシステム」一訳者）の強化と刷新と

を要求する。職業教育は青少年に技能資格をもたらすが、それは、長期的に不可欠で有用なものである。職業的専門教育は、一層の専門的な資格を補完するものでなければならない。集団作業や独立した作業、品質管理の導入、新たな技術の普及、そのようなキー資格のための職業的教育が能力を与えるなければならない。このことは生産的な職場にも、サービス的職場にも当てはまる。一般教育は職業教育を行う学校組織で、より大きな存在価値を獲得しなければならない。

職業教育と一般教育との分離は破棄されねばならない。二重のプロセスで技能資格が与えられる訓練教育と、追加的な負担金や入学試験無しに、訓練教育が完了した就労者のために高等教育機関が開放されること、このことに属する。

— S. 30 —

すべての青年は、技能資格を与える訓練所を獲得しなければならない。これが労働組合の職業政策の第一目標である。我々は職業教育の個人請求権を要求し、民間企業と公務職場を含む業態の間に、事業所を越えた負担の均衡を求める。

再教育は、法的に設置され、教育訓練の平等な部分に拡大されなければならない。再教育は、労働市場でいずれにせよ有利にある人々のための特権であってはならない。高齢者、長期失業者、再就職者を排除するのではないが、特に青年には、技能資格のための追加的援助が提供されねばならない。連帯レベルの統一された枠組みを生み出すことが効果的であり、それによって、再教育負担者が多種多様に供給され、全員の機会均等が保障される。

再教育への権利要求は、事業所的な訓練延長や再教育に尽きてはならない。一般的再教育と目的適合的 (Politisch) 再教育が保障されるべきである。

科学研究の質はドイツとヨーロッパにとって中心的な立脚要因である。経済発展や社会友愛的、エコロジー的、文化的発展のために増大している科学研究の課題を正しく行うためには、高等教育機関や研究機関が根本的に改革されねばならない。高等教育機関が再教育提供の需要の増大を受けてたたねばならない通信大学教育は、拡大されるべきである。

労働組合は、それ故、通信教育の目的と内容を新たに規定することを支持する。科学的理論教育と社会的実践は相互導入されねばならない。研究と実践との関係は、労働市場に関係した能力に矮小化されてはならない。

高等教育機関と研究機関の将来のデザインの枠組みは、高等教育機関と研究機関と政府と議会に労働組合の参加した同権的な対話の中で生み出されねばならない。

高等教育機関と研究の財政は、連邦と州の公共の課題である。学問の物的枠条件は、社会友愛的機会均等を保障するために、費用補填的な教育援助によって改善されねばならない。

教育は公的課題である。諸課題と枠条件は法的に定められねばならない。国家は、教育機関の物的、人事的枠条件を長期に確実に保障しなければならない。

— S. 31 —

教育制度に対する公的責任は青少年の保護の場合と同様に、職業教育と再教育が、官民の負担者の共存が存在するところで有効である。公的責任は、勤労者と教育機関に学ぶものが、共同責任のデザインに参加することも含む。

社会友愛的で民主的な法治国家は、教育権の実現の責任を負っている。労働組合はその教育が将来のためのキー要因として、政治と社会においてより高いプライオリティーを得ることに賛成する。

V 労働組合の将来

労働組合は、新たな挑戦を顧みても、相変わらず全勤労者の為に活動能力のある達成能力のある利益代表としてあり続けることを望んでいる。そのためには、労働組合は全勤労者にとって魅力を持つこと、労働組合にこれまで期待を持たず、懐疑的であった人々にとっても魅力的になることを目標として設定する。

1 統一の下での多様性を実現する

(現状の一訳者) 労働組合員の組織構造は、多くの分野と組織領域において、1960年代の雇用構造に対応している。このプロセスが変化したことが今後の長期のプロセスでの組織発展を要求している。我々は弱点を自己批判的に反省し、長所を拡大し、新たな挑戦に挑むことを望んでいる。

とくに我々は、青年、女子、小事業所の勤労者、ホワイトカラーとペアムテの、いわゆる「組合に縁遠い領域」での経験と問題に挑みたいと考える。我々は、彼らの利益を将来的に—社会的改革考察の際と同様に事業所政策や協約政策において—一層強く顧慮する。

労働組合は、事業所や役所、官庁を越えて、連絡が取れていない勤労者に労働組合をオープンしたいと望んでいる。我々は、失業者、早期退職者および高齢者に呼びかけ、彼らのためにより多くの協力を提供する。

(労働組合一訳者) オープン化は、また、学校や高等教育機関における若者の職業資格を獲得しようとしている青年にもより強く呼びかけることも意味している。ますます多くの青年が、事業所以外の職業の教育課程を選択している。我々は、事業所において訓練を受ける若者が興味をもつ、より高い資格教育と安定的な職業パースペクティヴに、青年の利益を集約することを望んでいる。

— S. 32 —

勤労者の組織的準備と活動準備は労働組合を強化する。彼らの利益を我々は将来もおろそかにしない。労働世界と生活に関して、様々なバイオグラフ、異なる教育コースを持ち、意見を異にしている人々を集めた組織の内部では、理解の多様性に敏感となることが肝心である。第一に、様々な利益の認識が、労働組合の連帶的利益政策を可能にする。

2 権限と参加を拡大する

労働組合の将来は事業所と役所に根を下ろすことがある。ここで労働組合は、被雇用者の利益を最も掌握できる。これは、労働組合の活動の基本である。それは、様々な利益を調整し、集約するための論争と様々な議論を要求する。

参加や協働を強める労働組合の事業所活動も不可欠である。事業所従業員会、公務職員会、労働組合代表と被雇用者は、それらの労働領域のエキスパートとして、増大する課題を考慮して、協働と分業の新たな形態を発展させねばならない。労働組合は、この意味で事業所において自らの構造を増大することを望んでいる。

我々は、労働組合が事業所に密接に関連し、事業所政策の活動のための一般的コンセプトと志向を発展させることに努力する。その際に、数多くの労働組合ボランティア職員の知識と経験とが突出した意義をもつ。彼らの活動を支援するために、労働組合は彼らへの相談を増大する。

労働組合の事業所、役所での活動を、我々は、協約政策と地域政策に関連させ、社会改革戦略に組み込む。

我々は、社会、メディア、政党への我々の影響を強める。教会と科学、経済と政治との対話の中で、市民運動やその他の社会的グループとともに、我々は、我々のポジションを得ようとする。その際に、我々は我々に個々のポジションを吟味し、さらに発展させるために新たな疑問を出す。

社会改革政策は、我々にとって、事業所と役所で始まる。この社会の大きなテーマが問題となる場合には、労働組合は、労働組合の改革の衝撃を、そこから社会的議論へ導かねばならない。

— S. 33 —

基本は、相変わらず労働組合における独自の意思形成にある。このことは、他のグループや政党による（労働組合の一訳者）関数化を排除する。我々は明白に政党やその他のグループが我々の根本的価値観と対立する基本目的をもつ場合には、その団体とのあらゆる協力を排除する¹⁸。

3 組織構造を刷新する

さらなる個人主義化と利益の多様化は、労働組合の組織文化と組織構造を変化させている。我々は、一般的な利益を発展させ貫徹させることで、このプロセスをいっそう促進する。

労働組合内民主主義の根本に該当する決定の正当性と責務は、詳細な討議プロセスが実現され、より広範な労働組合員の参加の下で組み替えられた後で、これらがより透明となる場合に、強められる。

（労働組合の一訳者）オープン化が意味していることは、ボランタリーな無給役員の活動を強化することである。このことは、継続的に従事せず、「召集」される人々（無給役員や一般組合員一訳者）にとっても、「参与」を提供することを含む。より開かれた組合活動は、同時に、労働組合の実践が自分たちにとってまだ自明となっていないような諸グループに対するより多くの活動余地と沈着さを維持することを学ぶことである。

労働組合の事業所政策と協約政策は、集団性と個人性を結合しなければならない。寛容と参加に特徴づけられたより開かれた組織構造は、我々の連帯、相互援助、民主的自立的組織という諸価値に新たな重みを与える。

4 ヨーロッパにおける労働組合利益代表の将来

ヨーロッパ労連に結集した労働組合は社会友愛的で民主的なヨーロッパを願望している。ヨーロッパ労連とともに我々は、全ヨーロッパでの完全雇用と、社会友愛的・エコロジー的改革を支持する。

EU諸国領域では、ヨーロッパ的協力の意義がとくに明らかである。ここでは労働組合は国境を越えた協力に重点をおいている。我々は経済政策と構造政策を共に影響させあうために、国境を越えた組合の協議会をつくることを望んでいる。

ドイツ労働同盟は、ヨーロッパの勤労者がより強い意味で、彼らの利益を主張しなければならないことを知っている。それ故、我々は、ヨーロッパ労連と職業事務局の強化を支援する。

— S. 34 —

効果的な労働組合の組織は、ヨーロッパにおける労働組合的な利益代表の将来にとって、重大な寄与を行う。しかし、さらに決定的なことは、その他の幾つかのことにつかっている。すなわち、ヨーロッパをその将来のチャンスとして把握することは、労働組合内の勤労者の意思と能力にかかっている。

我々ドイツの労働組合員は、我々の民族的思考の狭さと競争不安を克服し、統一的ヨーロッパを設立するために、我々のアピールを刷新する。我々の綱領は、ヨーロッパ共通のまた国際的な労働組合の利益代表への一つの貢献であり、一つの部分である。我々が、平和、協働、安定のために、国境越しに和解し合うことは、我々の伝統と我々の責任に属する。我々の固い信念は次のようにある。すなわち、様々な伝統と文化にヨーロッパを開く者は、より豊かとなり、より貧しくはならない。労働組合は平和に充ちた世界への道筋への進歩としてヨーロッパをみなしている。我々はヨーロッパの将来が、社会友愛的で、正義が貫かれ、民主主義的となるために、我々の全力を尽くすだろう。

(以上)

訳者注

¹ Mitgestaltungという用語には、「共同形成」という訳語もあるが、本文のGestalltungの意味を適切に表す用語は、英語のdesignであり、日本語においても英語同様の用語としてデザイン化が適當であろうと思われる所以、ここでは共同デザイン化と訳しておく。共同デザイン化の基本は、労使が同権的な立場で協力して構想し、方針を共同決定し、決定内容の運用においても協議、参加がなされることを意味する。従来の共同決定Mitbestimmungは、監査役会への労働者代表の同数派遣要求、取締役会への労働者重役の配置、事業所従業員会と取締役会で協議と交渉という内容であったが、これに対して、共同デザイン化は、第一に、より抽象的な意味での労使の協力、第二に、企業のトップマネジメント全般の意志決定への参加・共同決定、第三に、職場レベルでの職制=現場労働者間の共同決定などを意味する。それゆえ、共同デザイン化は、あらゆるレベルにおける労働者の協調的態度を全面に押し出すものであり、労働運動の本来的な姿である資本への対抗という姿勢を放棄する路線を示しているものだという批判が一般的に生じうるし、同時に、労使間の意志決定全般に関する労働者の側の拡張された協力・参加・共同決定権利の意味で用いられ、従来の共同決定をいっそう労働者に有利なように押し進めるものであるのだから、非常に戦闘的な要求であるという見解も成立しうるものとなっている。それゆえ、われわれがこの用語を理解するためには、DGBが言わんとする共同デザイン化の多様な、一義的ではない意味を正確に把握すること、これと並んで、そしてより重要なことだが、これらの用語の理解に、その根底にあるDGBの姿勢を理解することが不可欠である。その点で、訳者は、「労働のための同盟」にあらわれたような、協調的姿勢をみかえりに拡大したパイの一部の配分を期待するというこれまでのDGBの姿勢の延長にあるものとしてこの用語を理解することが必要ではないかと考えている。

² Berliner Zeitung, 19. September 1996. およびNeues Deutschland, 19. September 1996. 参照。

³ 「最初から開かれた討論」というDGB執行部の説明に対して、1996年3月まで具体的な討議内容の概要が分からず、それゆえに、執行部の路線批判も具体化しなかったという批判がある。ハインツ・シェーファーHeinz Schäferによれば、これまで労働組合員による熱心な政治的論議は一切行われてこず、基本的構想の概要を知り得たのは、1995年6月17日のある会合で、IGメタルの役員が「労働組合の政策的思考に関する基本点」を示して後のことである (Schäfer, „Spät schaltet sich Gewerkschaftslinken in die Programmdebatte des DGB, ein Treffen linker Gewerkschafter am 16.12. 1995 in Frankfurt/Main“, in : Z. Zeitschrift Marxistische Erneuerung Nr. 25, März 1996, S.170)。議論の少なさに関して、DGB委員長のSchulte自身、「DGBでの3年来の、どちらかといえば盛り上がりに欠けた結果になっている論争の後で、目下、新しい綱領テキストが起草されている」と語っている (『Die Quelle』誌, 1996年1月号, S. 9.)。このことに加えて、3月に発表された決議案への修正動議の締め切りは、わずか4カ月後の7月であり、それゆえ、春休みや1カ月余りのサマー・バケーションが含まれ、労働組合員が議案を読み、お互いに討議を重ねるための期間は非常に限られていた。シェーファー曰く、「明らかに、新綱領は、他の見解を持つ者に対して

武器として用いるために急拵えされたものである (Schäfer, a.a.O., S.169.)』、と。

⁴ sozialという用語は、一般的に「社会的」と訳されるが、本来、社会的連帯に基づくとか、社会的構成員による相互保障的なという意味を含んでいる。したがって、gesellschaftlich（構成・構造的な意味での社会的）と同義に訳せない場合が多い。ここでは、gesellschaftlichな意味合いが強い場合や、社会国家のように熟語として日本語に定着している場合を除いて意識的に「社会友愛的」という訳を当てている。

⁵ 形式的には独立自営的な活動をしているが、実際には、巨大企業などに支配されている人々を意味する。

⁶ 派遣労働やパートタイム労働等の不正規労働の導入に対して、労働組合はこれを単なる合理化ととらえず、労働者のニーズの変化に対応した適当な終業形態であるという見解をとっている。

⁷ すなわち、労働組合としては、労働者間のデジタル通信を媒介とするコミュニケーションの可能性の一般的増大は、労働者としてのコミュニケーションの増大の抽象的可能性を与えるにすぎないとみて、工場、事務所外での就業形態の増大の可能性は、かえって、協業を媒介としたコミュニケーションを阻害するものであるという危惧を抱いているのである。

⁸ Beamte：連邦や州、地方自治体の公務労働者、官吏、吏員で争議権を持たない。一般的な意味で使われる公務労働者 öffentlicher Bedienstよりも限定された職種を指す。

⁹ 労働組合がストライキを行うには75%の賛成が必要である。またストライキは労使交渉の最終手段として、ストライキ権が確立した後も、その執行は中央執行部が掌握する。1952年の新聞ストに対する政治スト禁止判決により、ストライキの対象が限定され、さらに、1960年代になると協約自治への政府介入の拡大を受けて、西ドイツはヨーロッパでもっとも争議の少ない国になっていった

以上については、朝日「西ドイツ労資関係におけるデュアルシステム—デュアルシステムの本質と1969年「9月スト」『経済学雑誌』第91巻5・6号、1991年3月を参照)。

¹⁰ 1984年のIGメタルによる週35時間への労働時間短縮闘争に際して、全金属雇用者連盟は、争議地域以外の地域においてもロックアウトを行う、いわゆる「冷たいロックアウト」で対抗した。ロックアウトの目的は、労働組合が組合員に支払うストライキ手当の財源枯渏を狙う、兵糧責めである。これは1980年に連邦労働裁判所が、「冷たいロックアウト」を一部容認したことを背景としている。さらに、連邦雇用庁は、1986年雇用促進法第6次改正に際して、「冷たいロックアウト」にさらさ

れる、争議地域以外の地域の労働者に時短手当を今後いっさい支払わないというように同法116条が修正された。これは、労働組合の争議力を大幅に殺ぐための手段となっている。

¹¹ 特に、東部ドイツにおける使用者連盟の中小企業の組織率は低く、低賃金を利用するため、地域協約に拘束されないようにすることを目的とした同組織への非加入、脱会が広範に存在する。また、統一直後、1300万人を数えた労働組合員は、若者を中心に急速な減少を示し、1996年には、900万人台に落ち込んだ。このように、団体協約の協約の当事者どうしの組織力量低下について、『Die Zeit』紙、1996年8月3日号は、「恐竜がゆっくり死につつある」と銘打った特集を組んだ。なお、「一般報道では、東部での労働組合組合員の脱会は、東部の大量失業の結果によって、労働組合への関心を失ったことによるとみているものが多いが、IGMもそう考えているのか」という私の質問にたいして、IGメタルのWolfgang Schroeder博士は、それだけの理由ではなく、労働組合の産業政策が直ぐに実現しなかったことへの労働組合員の失望を加えたことも理由に挙げた。同時に彼は、大量失業の主要な要因は、ドイツ経済の空洞化によるものではなく、東西統合の結果生じていること、『Die Zeit』紙の立場からの批判は新自由主義的なバイアスがかかっており妥当なものではないこと、IGメタルは、従来の社会的市場経済の枠組みを保全して社会国家の改革を行う路線をとることを語り、従来のドイツモデルには大きな変動はないことを印象づける発言をおこなった(1996年8月26日IGM本部での聞き取りにて)。

¹² マンテルタリフとは、数年間にわたる労働条件全般に関する条件についての契約である。給与タリフは、より短期の給与条件に関する契約である。

¹³ ここでは、アルバイターをブルーカラー、アンゲシュテルテをホワイトカラーと訳しておく。

¹⁴ モンタン共同決定法は、1951年に、当時、ヨーロッパ鉄鋼石炭同盟へのドイツのモンタン部門(製鉄・石炭産業)の加入の容認と引き替えに立法化された。同部門の巨大資本は、第2次世界大戦中のナチ協力により、戦後反ファシズム民主化運動の脅威にさらされていた経過もあり、同共同決定法は、監査役会への同権的参加が保障されていた。翌1952年に残りの産業を対象にした経営組織法が立法されるが、同法では、労働者の参加権が弱められた。1972年の改正経営組織法、1976年の共同決定法においても、同権的参加は認められず、それゆえ、モンタン共同決定法の参加水準が労働組合の目的とされている。

¹⁵ 旧東ドイツの地域は、東西ドイツ統一後、5州に再編された。これらは新州と呼ばれている。これに対して旧西ドイツの各州は旧州と呼ばれている。

¹⁶ ここでの搾取という用語は、発展途上諸国内での搾取を意味せず、先進資本主義諸国による国

際的な搾取・収奪の意味で使われている。

¹⁷ 「求めよさらば、与えられん。」ドイツの煩雑な官僚主義の下では、自治体の福祉関係事務所のドアを次から次へと回っていくことで、かなりの定期的収入を得ることができると言われている。これは、官僚主義の隙間を利用した詐欺的手法である。また、ドイツニュースダイジェスト紙は、ドイツ銀行の資産によれば2人の子どもをもつホテル従業員が失業した場合には、就業中の月額収入（2千300マルク）より多い補助金（2千700マルク）が出ることを報道している（DOITSU NEWS DIJEST, 1996年5月11日号）。

¹⁸ 1996年6月15日のボンにおける緊縮財政計画反対の35万人集会の場で、DGB委員長シュルテは、道大会に参加した各団体を紹介したが、PDS（民主的社会主义者党）の参加にはいっさいふれなかつた（シュルテの集会での演説ならびに演説草稿による）。DGB連邦執行部は、外国人テロリスト集団、ドイツの右翼・極右集団だけでなく、社会的市場経済と社会国家理念を前提としない「左翼」政党・団体との対決姿勢を今日の労働者階級の困難の中においても貫いていることを示す典型である。

‘(1996年10月3日受理)